

# WERIDE

チャレンジ三宅島'08モーターサイクルフェスティバル

## 2008 三宅島 Tourist Pro

### 実施規則（案）

(2008. 08. 15)

この内容は調整中です  
今後変更されることがあります



三宅島スポーツ振興会

## 1) 大会名称

三宅島 Tourist Pro

## 2) 大会概要

2-1) 三宅島 Tourist Pro(以下「大会」という。)は、モーターサイクルにより三宅島の復興を支援するという意義の下に、長くモーターサイクルレースに携わってきた経験豊かなライダー達が集結。クラシックバイクやレーサーマシンなど、自慢の愛車を駆って、一般道を活用した周回道路を走行するとともに、ピットウォークなどを通じてバイクファン同士の交流を深める。

## 3) 大会の趣旨

3-1) 三宅島の復興を確実なものとし、更には復興を超えた観光・産業の大きな振興策となることを目指すこと。

3-2) 公道でのセーフティーライディングについての認識を高めること。

3-3) 三宅島の豊かな自然の中で、自然環境への意識を高めるとともに、モーターサイクルの楽しさと喜びを、世代を越えて多くの人々に伝えること。

## 4) 主催者

特定非営利活動法人三宅島スポーツ振興会及び三宅村

## 5) 支援

東京都

## 6) 運営・進行

全日本モーターサイクルクラブ連盟(MCFAJ)

## 7) 開催場所(コース)

- ・ 東京都三宅村阿古地区の都道を活用した約 2.5km の封鎖した周回道路。
- ・ 詳細は図2に示す。

## 8) 開催日時予定

- ・ 平成20年10月18日(土) 15:00~15:30 練習走行
- ・ 平成20年10月19日(日) 9:00~12:00 本番走行

## 9) 運営組織

別途通知する。

10) 出場者(ライダー及びピットクルー)の資格

10-1) 次の条件を全て満たす者とする。

- ① 大会の開催趣旨に賛同していること
- ② ライダーは、日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)、MCFAJなどのサーキットライセンスを有し、サーキット走行の経験が豊富なこと
- ③ この実施規則及び主催者の指示に従うこと

10-2) ピットクルーの数

ライダー1名につき、ピットクルーは1名までとする。

11) 服装

11-1) ヘルメットはフルフェイス型でMFJ公認のものとする。また、ヘルメットリムーバーの着用を強く推奨する。

11-2) レーシングスーツ、グローブ、ブーツは革もしくは革と同等のもの(車検時に検査)とする。

12) 傷害保険

ライダー及びピットクルーは、主催者が奨励する傷害保険に加入しなければならない。

13) 出場者・出場車両のカテゴリー

応募の状況等により別途通知する。

14) 出場台数

未定

15) 車両規則

15-1) 出場車両は、MFJ競技やMCFAJ競技の車両規則に従って安全に整備され、走行上、安全なものでなければならない。

15-2) ライダーは自己の責任において車両を完全に整備しなければならない。

16) 車両検査

16-1) ライダー及びピットクルーは、指定された時間内に車両及び服装の検査を受けなければならない。

16-2) 車両検査に合格した車両には、車検合格証(ステッカー)を貼る。なお、車検合格証を貼り付ける場所を主催者が指定する場合には、それに従わなければならない。

16-3) 車検合格証が貼られていない車両は出走できない。

16-4) 車両検査での主催側の判断には、その解釈の全てに対して、いかなる場合でも抗議をすることができない。

16-5) 車両検査の時間及び場所は、別途通知する。

16-6) ナンバー付で違法改造されていない車両については、車検を実施しない場合がある。

17) 車両番号(ゼッケンナンバー)

車両番号は、出場者により自由に申請が可能であるが、複数の出場者より同じ車両番号の申請があった場合には、主催者の判断が優先する。

18) 出場希望者の応募

大会への出場を希望するものは、別途通知する期間内に、所定の出場希望申込書に必要事項を記入の上、出場予定マシンの画像を添付し、MCFAJ事務局宛に、郵送若しくは E-mail で応募する。

19) 出場者の決定

応募者の中から主催者にて選考を行って出場者は決定され、選考結果は各応募者に通知される。なお、選考内容は全て主催者に一任することとする。

20) 主催者からの通知

本規則に記載されていない大会運営に関する実施細則及び出場者への指示項目等は、下記のいずれかの方法で出場者に通知される。

20-1) 出場者の住所に郵送される

20-2) 大会の公式ホームページに掲示される

20-3) パドック内の掲示板に掲示される

20-4) 必要に応じて召集するブリーフィングにて通知される

20-5) 緊急の場合には、場内放送で伝達される

21) ライダー変更及び車両変更

21-1) 出場決定後のライダーの変更は認めない。

21-2) 出場決定後の車両の変更は原則として認めない。ただし、車両破損など、やむを得ない場合には、主催者の決定による。

22) ブリーフィング

22-1) 別途通知する時間に指定場所においてブリーフィングを行う。

22-2) 出場ライダー本人は必ず出席すること。

23) スタート前チェック

23-1) タイムスケジュールに示す時間内にスタート前チェックを受けること。

23-2) スタート前チェックを受けないライダーは、リタイヤとみなす。

23-3) スタート前チェックに不合格になった場合でも時間内であれば、再検査を受けることができる。

23-4) スタート前チェックに合格した車両であっても、ウエイティングエリアより車両を持ち出した場合は、該当クラスのスタート前チェックの時間内に再検査を受けること。

## 24) パドック

- 24-1) 旧阿古小学校跡付近のコース脇のメイン会場にパドックエリアを設ける。
- 24-2) パドック内の参加車両の乗車移動(エンジン走行等)は、手押しにて移動する。
- 24-3) パドック及びピット内は禁酒、禁煙とする。

## 25) スタート

マーシャルバイクを先頭に、マーシャルの指示に従って1台ずつ10秒の間隔でスタートする。

## 26) 走行速度の上限

ライダーは、制限速度(時速70km)の範囲内で走行しなければならない。

## 27) 周回数

周回数は5週の範囲内で主催者が決定し、別途通知する。

## 28) 走行

- 28-1) 各ライダーは、前を走る車両がマシントラブル等によりコースの端でスロー走行もしくは停止している場合を除き、追い越しをしてはならない。
- 28-2) 本大会は、走行スピードの速さを競うものではない。
- 28-3) 公道であることを踏まえ、ライダーは、気象条件や路面の状況に応じて、十分に安全を確保できる走行をしなければならない。
- 28-4) ライダーが危険な走行を行った場合には、監督はその者の走行を止めさせる。
- 28-5) いかなる場合でも、コースの逆走、規定以外の場所での走行は禁じる。
- 28-6) ライダーは走行中に救急車、救急バイク、マーシャルカー等が緊急の場合にコースに入ること了承しなければならない。
- 28-7) マシントラブル、オイル漏れ等が発生している場合には、速やかに後続車の妨げにならない場所にマシンを止めなければならない。
- 28-8) 他のライダーの走行を妨害するような走行をしてはならない。
- 28-9) コースアウトした場合、コースに復帰する場合には後方を確認した後、復帰しなければならない。
- 28-10) 自分が転倒もしくは故障で停止した場合、状況判断により、できるだけ安全な場所へ避難した上で、後続車に知らせるなど二次災害の防止に努めなければならない。特にオイルによる転倒は後続車も同じ場所で転倒する可能性が高く、注意を要する。
- 28-11) 転倒の場合、再スタートは認められない。安全な場所からできるだけ後続車に知らせる努力をしなければならない。
- 28-12) その他、主催者の通知する走行方法に従わなければならない。

## 29) フラッグシグナル

- 29-1) コース上に22箇所のフラッグポストを設置する。ポストの位置は図2に示す。
- 29-2) ライダーは掲示されるフラッグシグナルに従わなければならない。
- 29-3) フラッグシグナルの種類と内容は、別途通知する。

30) 燃料、オイル等の補給

30-1) 燃料、オイル、冷却水等の補給は、ピット内において行わなければならない。

30-2) 燃料補給に使用する容器は金属製の密封できるもので、燃料補給の際には、ピットクルー1名は消火器を持って待機しなければならない。

31) 走行の中止

自然災害の恐れ等の特別な事情が生じた場合には、監督は走行を中止することができる。

32) バイクファンとの交流

大会期間中は、原則としてパドックを開放し、ライダーのサイン会やバイクの展示会など積極的にバイクファンとの交流を図る。

33) 出場者の遵守事項

33-1) 全ての出場者は、この規則及び主催者からの通知に従って行動し、全ての行動に対して責任を持たなければならない。

33-2) 全ての出場者は、大会期間中は大会役員の指示に従わなければならない。

33-3) 全ての出場者は、大会の開催趣旨を損なうような言動をしてはならない。

33-4) 全ての出場者は、自チームのライダー及びピットクルーの言動、行動について責任をもたなければならない。

33-5) 大会期間中は、主催者によって給付された出場者の身分証(クレデンシャル)を必ず着用していなければならない。

33-6) 身分証(クレデンシャル)を紛失または、破損したときは、大会事務局に再交付の手続きを受けること。

34) 違反行為に対する罰則

大会開催中における大会規則の違反行為に対しては、その軽重によって主催者並びに監督の権限で罰則を科すことができる。

35) 損害の補償

35-1) 大会開催中に車両及びその付属品等が破損した場合、その責任は出場者が負わなければならない。

35-2) 大会開催中に生じた傷害は、出場者自らが責任を負うものとする。

35-3) 大会役員は、その任務に最善を尽くすが、仮に大会役員の行為によって起きた出場者及び車両等への損害に対しても、大会役員は責任を負わない。

36) 主催者の権限

36-1) 大会スポンサーの広告を出場車両に貼付させることができる。

36-2) ゼッケンナンバーの指定あるいはピットの割り当てにあたり、各出場者の優先順位を決定することができる。

36-3) 全ての出場者の肖像権及び音声、写真、映像などの報道、放送、放映、出版等に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

36-4) 主催者が招聘したライダーを走行させることができる。

37) 本規則の解釈

本規則の解釈及び判断に混乱が生じた場合、本規則に基づいた主催者の解釈を最終とする。

以上



图1 三宅島 Tourist Pro 会場案内

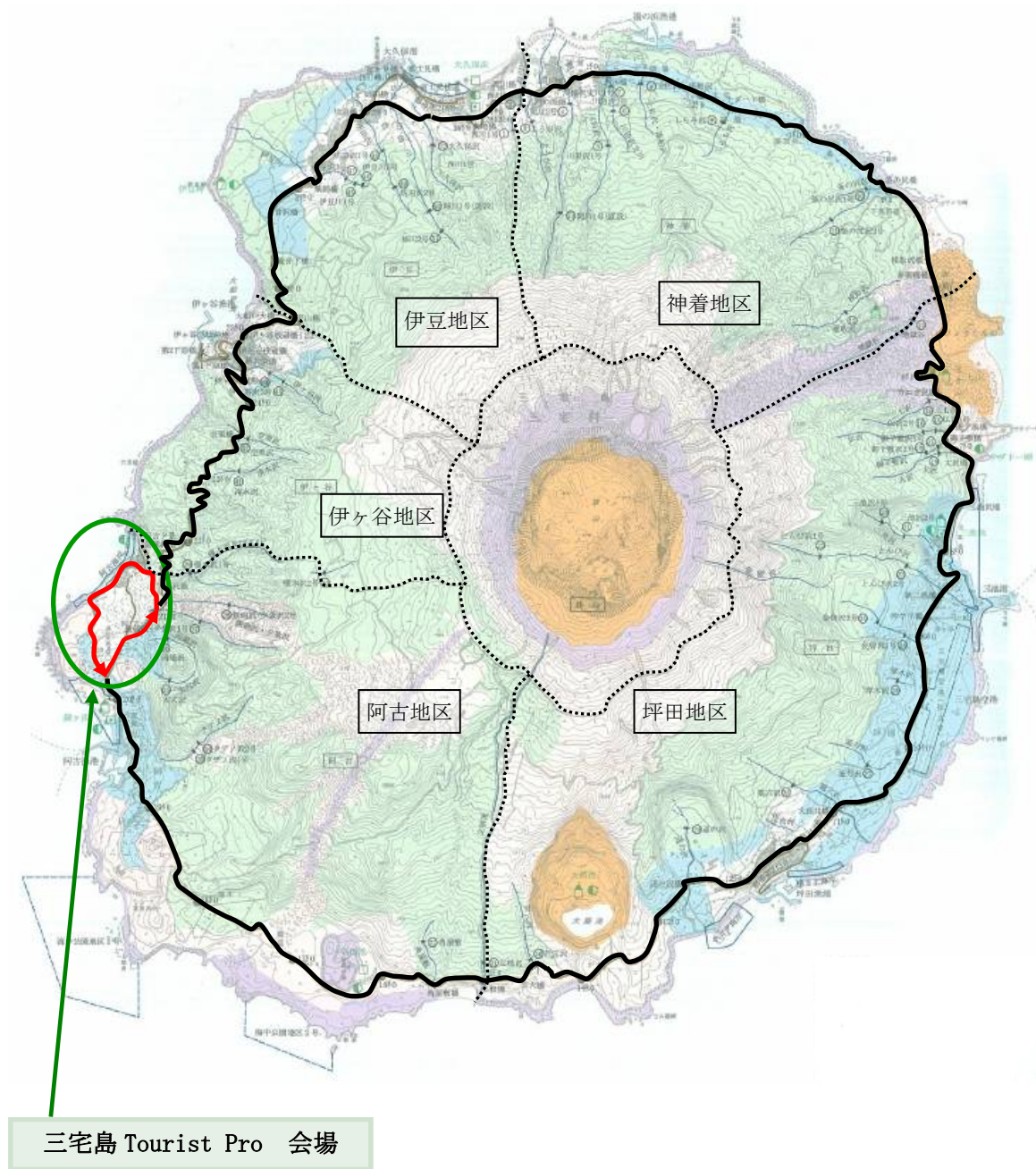




図2 三宅島 Tourist Pro 開催コース(阿古地区)

★はフラッグマーシャルの位置

